

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・ 県と市町村教育委員会が連携・協力できるよう、外国人児童生徒教育連絡協議会を設置・運営した。

開催日: 第1回: 令和5年5月31日(水)、第2回: 10月から11月(各地区開催)

内 容:

- ・ 実践者による講義(第1回)、各地区における授業公開や実践発表(第2回)
- ・ 市町村教育委員会における外国人児童生徒の受入れ体制及び初期指導等の在り方
- ・ 市町村教育委員会における外国人児童生徒教育の充実を図る方途 等

(2) 学校における指導体制の構築

- ・ 推進地域として可児市を指定し、実践校2校(可児市立土田小学校、可児市立蘇南中学校)、実践教室1教室(ばら教室KANI)に外国人児童生徒コーディネーターを配置した。外国人児童生徒コーディネーターは、初期指導教室を本務場所とし、小学校、中学校を巡回し、編入時の対応、各校(教室)での適応指導や日本語指導への助言、校種間連携等を行った。
- ・ 「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」を年4回開催し、学校段階による「外国人児童生徒のためのキャリアガイドブック」の作成や、キャリア講座(外国人生徒進路説明会)の実施に向けた内容検討を行った。また、岐阜県立東濃高等学校でのキャリア教育視点から行う日本語指導の実践から学ぶ場を設定し、学校間で切れ目のないキャリア教育の在り方について協議した。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・ 「外国人児童生徒教育連絡協議会」において、「特別の教育課程」の編成及び実施、「個別の指導計画」を活用した日本語指導について、法令の理解に加えて実際の指導の在り方について研修を行った。
- ・ 「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」において、「特別の教育課程」において使用する「日本語初期指導で役立つ算数ワークシート」等の教材開発を行った。また、先進地域における適応指導教室から学校へのスムーズな接続など、具体的な実践に基づく指導法の在り方を交流した。
- ・ 実践校及び協力校における授業参観(参集もしくはオンライン)を通して、「特別の教育課程」における指導改善等について協議を行った。
- ・ 各教育事務所の指導主事が、「外国人児童生徒支援訪問」において、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての小・中・義務教育学校を訪問した。各校における特別の教育課程の編成及び実施状況を把握するとともに、日本語指導の在り方について指導・助言を行った。

(4) 成果の普及

- ・ 「外国人児童生徒教育連絡協議会」を年2回開催し、「特別の教育課程」の編成及び実施、「個別の指導計画」を活用した日本語指導、校種間の連携を図った継続した指導体制、各校種における必要なキャリア支援の在り方等、本事業の成果について、県内に普及を図った。
- ・ 県のホームページに、「外国人児童生徒のためのキャリアガイドブック」及び日本語指導者向けの資料や教材を掲載し、授業で活用できるようにするとともに、市町村教育委員会主催の国際教室担当者会等において各校に周知するなど、活用促進を図った。
- ・ 外国人児童生徒への指導力向上研修を年3回実施し、県作成教材を使った授業づくり等の研修を行った。また、県事業の成果を踏まえて、県担当指導主事が指導・助言を行った。
- ・ 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の経年研修及び新任教頭研修に外国人児童生徒教育に関わる研修を位置付けるとともに、新任教頭研修では、県担当者が指導・助言した。
- ・ 各教育事務所の指導主事が、「外国人児童生徒支援訪問」として、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての小・中学校に訪問し、推進地域で実践した成果を踏まえて指導・助言を行った。

(5) 学力保障・進路指導

- ・ 令和4年度まで、推進地域(可茂地区)にて実施していた外国人生徒向けキャリア講座(外国人生徒進路説明会)を、令和5年度は県内全域において、多言語(タガログ語、ポルトガル語、英語、やさしい日本語)に対応させて実施した。また、入試に係る情報や進路情報等の提供、先輩(ロールモデル)の話を聞く機会を設定することで、外国人生徒の進学や就労の一層の促進に資することをねらいとして実施した。

- ・「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」において、学校でキャリア教育を推進することや、外国人児童生徒がキャリア形成に見通しをもつための支援を行うための「外国人児童生徒のためのキャリアガイドブック」を作成し、県ホームページに掲載した。また、県作成の日本語指導教材のデジタル化を図るとともに、県のホームページに「日本語初期指導で役立つ算数ワークシート」を掲載した。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・ 可児市の実践校においては、日本語指導や国語の授業（取り出し指導）の際に、指導者用デジタル教科書（国語）を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対しての効果的な活用方法について実践を行った。
- ・ 各教育事務所の指導主事が、外国人児童生徒支援訪問の際に、多言語翻訳機器の活用方法を紹介したり、貸出により利用を促したりすることにより、利用を促進しながらその効果的な活用方法について検証した。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- ・ 学校設定科目「日本語」の授業への入り込み支援、外国人クラスでの日本語支援、教科の学習支援、定期考査1週間前の学習支援及び生徒の日本語能力を図るための作文の添削を実施した。
- ・ 個別面談等での生活相談や進路相談における支援、保護者懇談等でのライフプラン支援やキャリア支援を行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・ 可児市への委託事業である「可児市外国籍児童生徒キャリア支援員事業」において、日本語指導における支援員を配置し、主に日本語初期指導に係る支援の補助や適応指導を行った。
- ・ 実践校である東濃高等学校に通訳支援員1名を配置し、授業に入り込み、学校設定教科「日本語科」を含む様々な教科での通訳支援を行った。

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- 集住化と散在化が同時進行したり、多言語化が急速に進んだりする中で、県と市町村教育委員会が連携・協力して、日本語指導やキャリア支援の充実に向けて具体的な方策について協議することができた。
- 集住市と散在地域においては、学校規模や教育委員会の体制など。受入れ状況は異なるが、どの児童生徒に対しても適切な就学事務を行うことが求められる。引き続き、就学促進をはじめ、外国人児童生徒の受入れについて、受入れ経験が乏しい市町村がノウハウを得ることができる体制づくりを継続していく必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

- 外部有識者（愛知教育大学准教授）のキャリア支援に係る指導・助言を通して、多文化共生社会で求められる力を育成することが大切であり、年齢に応じた適切な日本語指導の重要性や、日本人児童生徒と外国人児童生徒の対等な関係作りの在り方について共通認識を図ることができた。
- 集住市においては、多くの日本語指導加配教員が所属している。各市における「国際教室担当者会」による具体的な研修も重要である。県教育委員会もこの会議に積極的に参画することにより、学校現場の指導体制に対する指導・援助を行えるようにしていく。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 開発したカリキュラム及び教材について、県ホームページで公開をすることで、外国人児童生徒の受入れ経験が乏しい市町村教育委員会や学校においても、個別の指導計画やワークシート等を最初から作成するのではなく、各校の状況に合わせた教材等のダウンロードができ、効果的に活用が図れている。
- 教材等の提供が進んだ反面、学校規模や指導者の状況等に応じた適切な指導計画を提供することに弱さがある。特に小規模校に応じた指導計画例を提示できるようにする必要がある。

(4) 成果の普及

- 「外国人児童生徒教育連絡協議会」を通して、集住市と散在地域が互いの状況を共有する機会をもつ

ことを通して、外国人児童生徒への受入れ経験が乏しい市町村担当者にも、他市町村の状況や受入れについての課題や準備などについて、共有することができた。

■ 「外国人児童生徒のためのキャリアガイドブック」及び指導計画やデジタル教材をホームページに掲載し、実情に応じて随時更新していくことで、各校等のニーズに応じた活用が可能となるようにしていく。

(5) 学力保障・進路指導

○ キャリア講座(外国人生徒進路説明会)の開催を通して、実際に高校生から高校生活や将来の夢等について話を聞いたことを通して、参加生徒やその保護者が、中学校卒業後のライフプランについて考えたり、入試に係る諸情報を得たりできる貴重な機会となった。

■ 外国人児童生徒への情報提供の場を設定することは必要であるため、県だけではなく市町村教育委員会や各校においても効果的に情報提供できる体制を整える必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

○ 母語通訳等を行う外国人児童生徒適応指導員が、ICT機器を活用して、オンラインによる遠隔での通訳等、児童生徒の支援により、派遣が難しい散在地域に対しても支援が行き届くようになった。

■ 指導者用デジタル教科書(国語)の活用事例集を作成し、県内の小中学校に周知していく必要がある。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

○ 日本語能力の向上や教科における学力と学習意欲の向上に加えて、外国人生徒の困り感の早期発見や教員間の連携による早期課題解決を行うことができた。

■ 通訳支援業務を行っている他の支援事業との一本化が可能かどうかを含めて検討していく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○ 外国人児童生徒コーディネーターが、初期指導教室と外国人児童生徒の在籍学校の連携を行ったことで、学校間の連携や校内での指導体制の強化ができた。それによって、当該児童生徒が在籍校での学校生活に適應することができた。

■ 多様な支援が必要な集住市においても、未だ人的保障が十分ではなく、引き続き指導者及び母語支援員の確保に努める必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	1,374 人 (161校)	438 人 (56校)	16 人 (2校)	70 人 (1校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		1,374 人 (161校)	438 人 (56校)	16 人 (2校)	70 人 (1校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

「岐阜県外国人児童生徒キャリア支援事業」は終期を迎えるが、引き続き外国人児童生徒へのキャリア教育を推進するために、「外国人児童生徒のためのキャリアガイドブック」の効果的な活用の推進やキャリア支援講座(外国人生徒進路説明会)の実施を、引き続き行っていく。

また、散在地域・小規模校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒への支援を充実させる。来日直後の児童生徒等が、日本の学校生活について必要な知識等を集中的に身に付けることができるようにする遠隔・オンライン日本語初期指導や、外国人児童生徒適応指導員(母語支援員)によるオンライン通訳支援の充実を図っていく。